

東近江市新型インフルエンザ等対策行動計画

【概要版】

計画の背景及び策定の経緯

新型インフルエンザ及び新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行となり大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

このことから、国全体の危機管理として対応するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が平成 25 年 4 月 13 日に施行され、これに基づき市行動計画を策定した。

その後、令和 2 年 1 月 16 日に日本国内で初めて新感染症（新型コロナウイルス感染症（COVID-19））の感染者が確認された後、令和 2 年 1 月 28 日に感染症法の指定感染症に指定されるとともに、令和 2 年 3 月 13 日に特措法の一部が改正され、同感染症が暫定的に新型インフルエンザ等とみなすこととされた。

このようにして、新型コロナウイルス感染症を指定感染症に指定して対策を講じられていたが、令和 3 年 2 月 3 日の感染症法の一部改正により、今後は期限の定めなく必要な対策を講じられるよう「新型インフルエンザ等感染症」に「新型コロナウイルス感染症」及び「再興型コロナウイルス感染症」を追加することとされた（感染症法第 6 条第 7 項）。この改正より、新型コロナウイルス感染症の感染症法における法的位置付けについては、「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されることとなった。

同時に、特措法の一部が改正され、現下の新型コロナウイルス感染症に係る対策の推進を図るため、「まん延防止等重点措置」を創設し、飲食店等に対する営業時間の変更要請や要請に応じない場合の命令等を規定し、併せて事業者及び地方公共団体等に対する支援を規定するとともに、差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務規定を設ける等、各種対策がより一層実効性のあるものとなるよう見直されたところである。

今回、新型コロナウイルス感染症のパンデミックを受け、市が担うべき役割等についてより詳しく示すため、市行動計画の一部を改定したところである。

なお、策定及び経緯は以下のとおりである。

- ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月）策定
（特措法第 6 条に基づく計画）
- ・ 滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 26 年 3 月）策定
（特措法第 7 条に基づく計画）
- ・ 東近江市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 27 年 3 月）策定
（特措法第 8 条に基づく計画）
- ・ 東近江市新型インフルエンザ等対策行動計画（令和 3 年 11 月）改定
（特措法第 8 条に基づく計画）

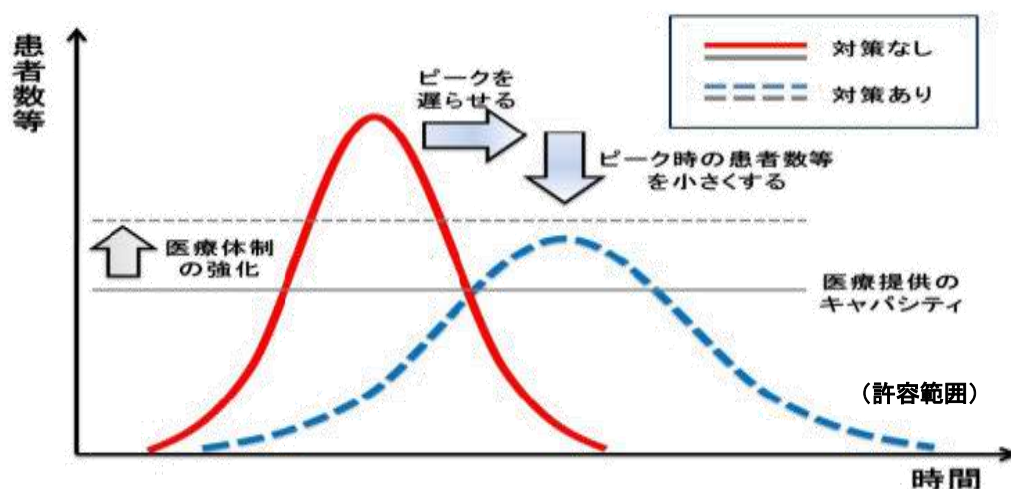
計画の対象とする感染症

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）

対策の目的

- ・感染拡大を抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・市民の生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

＜対策の効果 概念図＞

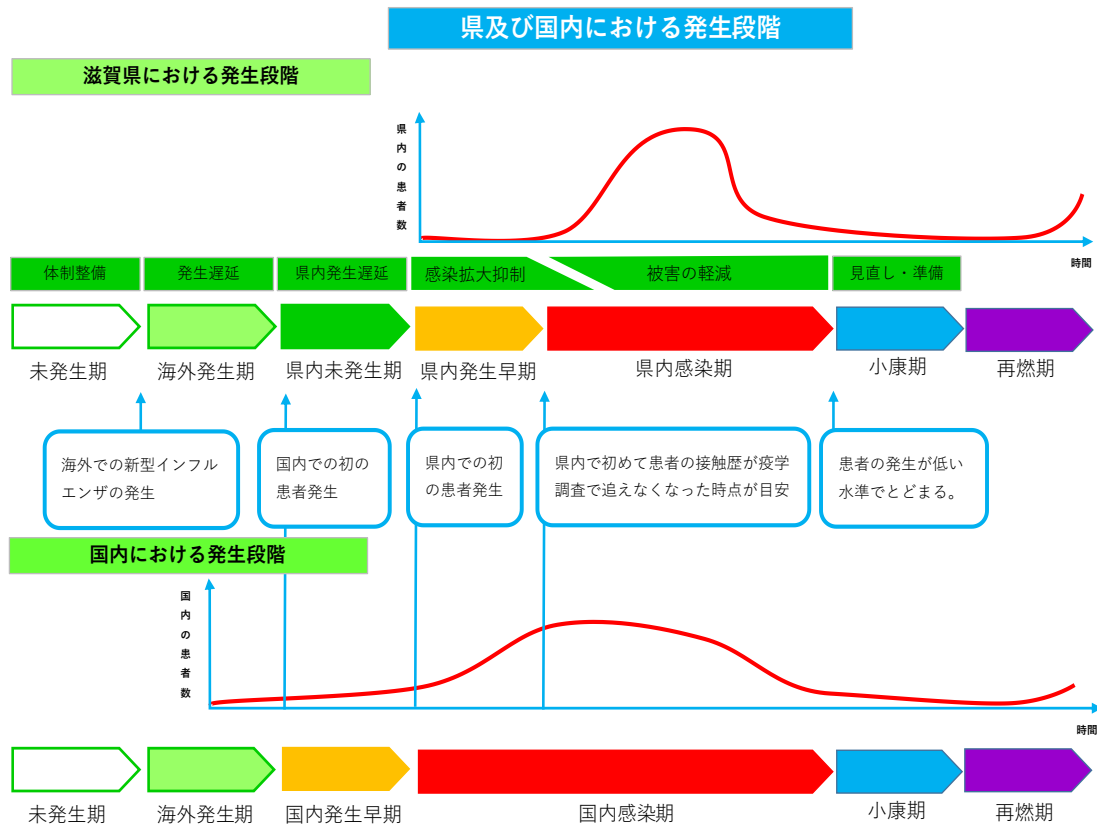


市行動計画の発生段階

発生段階	状態	WHOのフェーズ
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスがヒトに感染する例が散発的に発生しているが、ヒトからヒトへの持続的な感染は見られていない状況（発生の疑いを含む。）	フェーズ 1、2、3
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	フェーズ 4、5、6
県内未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内では発生していない状態	
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態	

県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態	フェーズ 4、5、6
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	ポストパンデミック期

< 県・市における発生段階 >



対策の基本的な考え方

- ①柔軟に対応する。
- ②発生段階に応じた対応を進める。
- ③感染拡大防止策は社会全体で取り組む。
- ④事業者及び市民一人一人の感染拡大防止策が重要である。

対策実施上の留意事項

- ①基本的人権の尊重
対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重すること。
- ②危機管理としての特措法の性格
特措法は、危機管理のための制度として設計されていることから、病原性の程度や抗

インフルエンザウイルス薬等の各種対策が有効であるなどにより、緊急事態の措置を講じる必要がない場合は、市行動計画における措置を講じないこともある。

③関係機関相互の連携協力の確保

東近江市新型インフルエンザ等対策本部を核として、関係機関等と相互に連携協力を図ること。

④記録の作成・保存

対策に係る全ての記録を作成及び保存すること。

被害の想定と社会への影響

- ①市民の 25 パーセントが流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら、順次罹患する。
- ②罹患者は、7 日から 10 日間程度順次罹患し、欠勤する。
- ③ピーク時（約 2 週間）に自身の発症による欠勤者は、約 5 パーセント程度と想定される。
- ④ピーク時（約 2 週間）に看護等での出勤困難者は、最大 40 パーセント程度と想定される。

<流行規模及び被害の想定>

インフルエンザの重症度	全国の想定		県内の想定		市内の想定	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
①発症率	25%が発症		同左		同左	
②発症者数	約3,190万人		約35万人		約2.9万人	
③医療受診者	約1,300万人～2,500万人		約14.4万人～27.6万人		約1.2万人～2.3万人	
④入院患者数上限	約53万人	約200万人	約5,800人	約22,000人	約480人	約1,800人
⑤死亡者数上限	約17万人	約64万人	約1,900人	約7,000人	約150人	約580人
⑥最大入院患者数 (1日あたり)	約10.1万人	約39.9万人	約1,100人	約4,400人	約 90人	約360人

※市の人口115,758人(平成26年3月末日)

対策推進のための役割分担

国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国全体の態勢の整備及び対策の推進 ・ 地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を支援
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体（中心的な役割）
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活支援、要配慮者支援等、政府が示す基本的対処方針に基づき対策を実施
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生に備えた院内感染対策や医療資材器材の確保、診療継続計画の策定等 ・ 発生時は診療継続計画等に基づき医療を提供
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生に備えた感染対策の実施、重要業務の事業継続の準備等 ・ 新型インフルエンザ等発生時における業務の継続

一般の事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えた職場における感染対策の実施 ・新型インフルエンザ等発生時に、一部事業を縮小 ・多数の者が集まる事業を行う場合、感染防止のための措置の徹底
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等の知識の習得 ・マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の感染対策の実践、食料品、生活必需品等の備蓄等 ・発生時に、状況や対策等の正しい情報を得て、感染拡大を抑える個人レベルの対策を実施

具体的な対策(主要6項目)

①実施体制

＜発生段階における対応方針と危機管理体制＞

発生段階	未発生期			海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期		
	緊急事態宣言 ⇄ 緊急事態宣言解除									
対応方針	①発生に備え、体制整備 ②国及び県との連携の下、情報収集及び情報提供			①新型インフルエンザ等の国内侵入状況に注視 ②早期発見と発生遅延 ③発生に備え体制整備	①国内発生状況等の情報収集	②早期発見と発生遅延	③発生に備え体制整備	①感染拡大の抑制 ②適切な医療確保 ③まん延に備えた体制整備	①医療体制の維持 ②健康被害生活及び経済への影響を最小限に抑制	①市民生活及び経済の回復を図る ②第二波に備える
					＜緊急事態宣言時＞ 外出自粛要請、施設の使用制限、 臨時の医療施設の設置等					
県の危機管理体制	平常時	注意体制	警戒体制	非常体制					警戒体制	
	通常体制	滋賀県新型インフルエンザ等対策会議設置			滋賀県新型インフルエンザ等対策本部会議設置					関係部局によるサーベイランス及び情報収集
東近江市	通常体制	東近江市新型インフルエンザ等対策会議設置 (委員長：副市長)			東近江市新型インフルエンザ等対策本部設置 (本部長：市長)					関係部局によるサーベイランス及び情報収集

＜新型インフルエンザ等対策会議構成員等＞

委員長	副市長
委員	教育長及び部長級の職にある者のうちから委員長が指名する者
事務局	健康福祉部健康推進課
所掌事務	(1) 新型インフルエンザ等の集団発生及び二次感染の防止についての緊急対策の決定に関すること。 (2) 新型インフルエンザ等についての情報の収集及び分析に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 新型インフルエンザ等の予防に係る啓発に関すること。

＜新型インフルエンザ等対策本部会議構成員等＞

本部長	市長
副本部長	副市長及び教育長
本部員	部長級の職にある者のうちから本部長が指名する者 東近江行政組合消防本部消防長
事務局	健康福祉部健康推進課
所掌事務	(1) 新型インフルエンザ等対策の実施に関すること。 (2) 新型インフルエンザ等情報の収集及び伝達に関すること。 (3) 職員の配備に関すること。 (4) 関係機関に対する応援の要請及び連絡調整に関すること。 (5) 県の対策本部との連携に関すること。 (6) 他市町との連携に関すること。 (7) その他新型インフルエンザ等対策に係る重要な事項の決定に関すること。

- ②サーベイランス、情報収集、情報提供及び共有
- ③予防及びまん延防止
- ④予防接種（特定接種及び住民接種）
- ⑤医療
- ⑥市民生活及び市民経済の安定の確保

各発生段階における対策

<各発生段階における主要6項目別対策の概要>

	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備え体制整備 国・県との連携の下、情報収集及び情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の国内侵入状況に注視 早期発見と発生遅延 発生に備え、体制強化 	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生状況等の情報収集 早期発見と発生遅延 発生に備え、体制強化・体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大の抑制 適切な医療確保 まん延に備えた整備 	<ul style="list-style-type: none"> 健康被害を最小限に抑制 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。 医療体制の維持 	<ul style="list-style-type: none"> 流行の第二派に備える 市民生活及び市民経済の回復を図る。
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画の策定 国・県との連携強化 	市感染症対策会議の設置		市対策本部の設置		市感染症対策会議の設置
②サーベイランス・情報収集・情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集及び情報提供体制の整備 	国・県・関係機関からの情報収集・市民への情報提供				
		相談窓口等の設置及び市民への周知				
③予防及びまん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 感染防止の周知 衛生資器材等の確保 	市民への感染防止対策の勧奨				
		緊急事態宣言時 不要不急の外出自粛・学校施設の使用制限の要請等 国・県の要請に応じ適宜協力				
④予防接種			ワクチンの準備ができ次第、速やかに実施する。			
⑤医療	<ul style="list-style-type: none"> 医療確保の体制整備 		県が設置する受診・相談センター及び外来の周知		<ul style="list-style-type: none"> 通常医療体制への変更 	
			要請に応じ、在宅で療養する患者への支援			
⑥市民生活及び市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 対策実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄施設及び設備整備 		消費者としての適切な行動の呼び掛け・買い占め・売り惜しみの防止呼び掛け			
		要配慮者（高齢者・障害者等）への生活支援等の対応の検討・対応の実施				
		感染症対策に必要な物資、資材等の備蓄				
		火葬を円滑に行うための体制づくり・遺体安置場所施設の確保等				
		緊急事態宣言時 生活関連物資等の価格の安定 水を安定的かつ適切に供給するための措置 要配慮者への生活支援、埋葬・火葬の特例実施				

【未発生期】

状態

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状況

目的
<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えて体制の整備を行う。 ・国、県等からの情報収集により、発生の早期確認に努める。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平時から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県及び関係団体等との連携を図り、対応体制の整備や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 3 国、県等からの情報収集等を行う。

【海外発生期】

状態
<ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ・海外においては、発生国及び地域が限定的な場合、流行が複数の国及び地域に拡大している場合など様々な状況
目的
<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の市内侵入をできる限り遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努める。 ・市内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none"> 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性、感染力等について十分な情報が無い可能性が高いが、その場合は、病原性及び感染力が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報を国及び県から収集する。 3 市内で発生した場合には早期に発見できるよう、市内のサーベイランス及び情報収集体制を強化する。 4 海外での発生状況について注意喚起を行うとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市民に準備を促す。 5 国内発生をできる限り遅らせるよう検疫等に努めている間に、市民生活及び市民経済の安定のための準備、特定接種の準備、予防接種等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

【県内未発生期】

状態
<ul style="list-style-type: none">・県内で新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
目的
<ul style="list-style-type: none">・ウイルスの市内への侵入をできる限り遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努める。・市内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none">1 国内での新型インフルエンザ等発生状況を的確に把握するため、国及び県との連携を図り、継続的な情報収集を行う。2 市内で発生した場合には早期発見できるよう、市内のサーベイランス及び情報収集体制を強化する。3 新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等について、情報収集を行う。4 海外及び国内での発生状況について市民に注意喚起するとともに、市内発生に備え、国及び県からの情報提供を受け、市内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、自らができる準備を促す。5 市民生活及び地域経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

【県内発生早期】

状態
<ul style="list-style-type: none">・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
目的
<ul style="list-style-type: none">・市内での感染拡大をできる限り抑える。・患者に適切な医療を提供する。・感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none">1 感染拡大を止めることは困難であるが流行のピークを遅らせるため、引き続き感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言がされたときには、積極的な感染拡大防止対策等をとる。2 医療提供体制及び感染対策について周知し、市民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。3 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱、呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行う。4 県内感染期への移行に備えて、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、

感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。

- 5 住民接種が早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできる限り速やかに実施する。

【県内感染期】

状態
<ul style="list-style-type: none">・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
目的
<ul style="list-style-type: none">・医療提供体制を維持する。・健康被害を最小限に抑える。・市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none">1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。2 地域ごとの発生状況により、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。3 状況に応じた医療体制、感染対策、ワクチン接種、社会及び経済活動の状況等について周知し、市民一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。4 流行のピーク時の入院患者並びに重症者の数をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減する。5 医療提供体制の維持に全力を尽くし、治療が必要な患者が適切な医療が受けられるよう、健康被害を最小限に抑える。6 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活及び地域経済の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続させる。また、その他の社会生活をできる限り継続させる。7 受診患者数の減少及び入院患者数や重症者数の抑制により、医療提供体制への負荷を軽減するため、住民接種を早急に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できる限り速やかに実施する。8 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小又は中止を図る。

【小康期】

状態
<ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ等の患者が減少し、低い水準でとどまっている状態・大流行は一旦終息している状況

目的
・ 市民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方
1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医療品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
2 第一波の終息及び第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について、市民に情報提供する。
3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

東近江市新型インフルエンザ等対策行動計画
【概要版】

平成 27 年(2015 年) 3 月策定
令和 3 年(2021 年)11 月改定



東近江市健康福祉部健康推進課
電 話 0748-24-5646
IP 電話 050-5801-5646